

島原市公式 LINE@に関する運用規程

令和4年10月改定

島原市シティプロモーション課

(目的)

- 1 LINE@が持つ拡散性、即時性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、市政等に関するさまざまな情報を積極的かつ即時に発信することを目的とする。

(適用)

- 2 この運用規程は、「島原市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、市職員が職務の一環として、各所属に付与されたアカウントをもって、情報発信する際に適用する。

(アカウント)

- 3 島原市アカウントを下記とする。

アカウント名 : @shimabaracity

運用担当者 : 島原市シティプロモーション課

(情報発信)

- 4 運用担当者は、原則として月数回程度、市民の関心が高いと思われる内容を投稿する。なお、災害時等緊急を要する場合は、この限りではない。

(意思決定)

- 5 発信する情報については、原則としてシティプロモーション課長の決裁を必要とする。ただし、次に掲げるものはLINE@の特性や情報発信の即時性を考慮し、予めシティプロモーション課長が必要と認める事項につき、運用担当者の判断により直接情報を発信できるものとする。

- (1) 既に一般に周知されている事項について、再度、正しい情報として発信する場合
- (2) イベント、競技会等の現況・結果などについて情報発信する場合
- (3) 法令等で定められている内容を情報発信する場合

(返信について)

6 当アカウントへ投稿されたものに対しては、個別の返信は行わない。

(表記について)

7 情報を身近に感じてもらうために、専門用語を多用せず、利用者の立場に立って、平易な言葉で丁寧に伝えることとする。

(ホームページへの表示)

8 シティプロモーション課は、アカウントをホームページ上に記載し、情報発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。

9 シティプロモーション課は、ガイドライン及びこの運用規程をホームページ上に掲載する。

(なりすましへの対応)

10 シティプロモーション課は、なりすましを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(遵守事項)

11 法令及びガイドライン、この運用規程を遵守すること。

(登録の解除等)

12 シティプロモーション課長は法令及びガイドライン、この運用規程に照らし、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合は、当該所属のアカウントを削除する。

(協議事項)

13 この規程に定めていないことについては、シティプロモーション課と情報発信希望部署とが協議して定めるものとする。